

## 5月20日（火）21日（水）22日（木）自転車安全講習会

高田警察署の方を講師に招いて、自転車安全講習会を実施しました。「交通ルールを守ること」は「あなたの命を守ること」等、交通安全について全学年で学習しました。

中学生は、通学をはじめとしたさまざまな場面で自転車の利用機会が増えることに伴って、自転車による交通事故も増える傾向があります。中学生の自転車事故の特徴を理解し、交通事故防止に役立てましょう。



### 警察庁チラシ

**令和6年11月1日 道路交通法の改正**  
**自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました**

**運転中のながらスマホ** **酒気帯び運転および補助**

スマートフォンなどを手で保持して、自転車で走行しながら通話する行為、通話を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・消費者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります。

**自転車運転者講習制度**

自転車の運転に際し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。＊講習料5000円

**危険行為** 番号無視、指定場所一時不停止、道新設立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

令和6年11月1日、道路交通法が改正され、自転車運転中のながらスマホ等、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6\\_poster/R6\\_leaflet\\_jitensya\\_b.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6_poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf)

